

(注意事項)

兵庫県が管理する道路の幅員について、証明書の交付を受けようとする場合、下記の事項に留意の上、申請を行ってください。

1 手続

提出書類は下記のとおりです。

ア 道路幅員証明願（正本1部、副本1部）

路線名及び証明願を求める箇所の地先の所在地（地名・番地まで）を記載してください。

イ 添付書類 位置図、平面図、断面図（必要に応じて）、写真

平面図には、申請地前面の道路の状況（歩道、側溝の有無、対側の状況）を図示し、証明を求める箇所を線で示して、必要に応じて断面図を提出してください。

2 手数料

兵庫県収入証紙400円分を、道路幅員証明願（正本）に貼付けてください。

3 幅員について

道路幅員証明書において、県が発行する幅員の内容は下記のとおりです。

ア 幅員は、車道及び路肩を含んだ範囲です（歩道及び法面は含みません。）。

イ 中央分離帯や高架橋によって分離されている場合は、片側の幅員のみとなります。

